

議案第 65 号

丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部改正について
丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を次のとおり改正いたしたい。
令和 6 年 3 月 28 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会規則第 号

丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 12
号)の一部を次のように改正する。
様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。